

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	国際法の形成・発展に向けた取組				番号	⑨	(千円)					
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号		予算額					
	会計	組織／勘定	項	事項			7年度 当初予算額			8年度 概算要求額		
政策評価の対象と なっているもの	一般	外務本省	分野別外交費	経済協力に係る国際法の形成・発展に向けた取組に必要な経費			13,380			12,767		
	一般	外務本省	分野別外交費	国際法の形成・発展に向けた取組に必要な経費			5,954,809			5,696,281		
	一般	在外公館	分野別外交費	国際法の形成・発展に向けた取組に必要な経費			93,383			100,674		
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの	小 計				一般会計		6,061,572			5,809,722		
						<		>	の内数	<		> の内数
	小 計				特別会計							
						<		>	の内数	<		> の内数
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの												
合 計	小 計				一般会計		6,061,572			5,809,722		
						<		>	の内数	<		> の内数
	小 計				特別会計							
						<		>	の内数	<		> の内数

施策名：国際法の形成・発展に向けた取組

施策目標：新たな国際ルール作りに積極的に貢献するため、以下を推進する。

- 1 国際法規の形成に際し、我が国の主張を反映させる。国際法に関する知見を外交実務における国際法解釈及び法的な助言のために活用する。
- 2 我が国を取り巻く安全保障環境がより一層厳しさを増している中、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を実現しつつ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保にこれまで以上に積極的に寄与するために、引き続き諸外国や国際機関との間で政治分野及び安全保障分野に関する法的枠組みの整備を推進・強化するとともに、国際社会における「法の支配」を推進する。
- 3 多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携を推進する。また、日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際ルール作りへ参画する。

過去3年間の取組の主な評価結果

日本は、国際会議を含む様々な機会を通じ、「法の支配」に基づく自由で開かれた国際秩序の重要性を各国と確認したほか、各分野におけるルール形成に積極的に参画することで、新たな国際法秩序の形成・発展に貢献した。また、紛争の平和的解決や法秩序の維持を促進するため、国際司法機関の機能強化に人材面・財政面からも積極的に協力したほか、法制度整備支援や国際法関連の行事の開催など「法の支配」に関する国際協力にも積極的に取り組んだ。

【個別分野1】

- 1 国際社会における「法の支配」の推進の観点から、主要な国際司法機関や国際機関における議論に積極的に参加するとともに、これらの機関に人材面及び財政面で貢献することができた。
- 2 国際法の諸分野に関する各種会合や協議への参加、国内外の国際法学者や実務家との連携などを通じて得られた国際法に関する最新の知見を基に、我が国の課題や関心事項について法的観点から検討を行い、我が国の政策に効果的に反映させた。
- 3 国内外の大学や研究機関等における講演会や意見交換会、日本の法曹関係者との連携、国際裁判機関等インターンシップ支援事業などは、国際法の普及活動及び人材育成を推進する上で非常に効果があった。他方、各取組への参加者の増加に向けた取組や、情報の受け手側への配慮を念頭に、対外発信方法等を改善する必要性が明らかになった。

【個別分野2】

- 4 政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施を通じ、日本の外交活動の法的基盤を強化することができた。特に、オーストラリア及び英国との間で、部隊間協力円滑化協定を発効することができた。また、令和5年度に導入された政府安全保障能力強化支援（OSA）について、フィリピン等4か国との間で交換公文を締結し、進展を図ることができた。

【個別分野3】

- 5 多角的貿易体制の強化、経済連携等の推進、投資関連協定及び租税関連条約等の締結といった3年間の取組により、「法の支配」に基づく自由で公正な国際経済秩序を維持・強化し、日本国民及び日系企業の海外における経済活動の法的基盤を整備したことによって、国民の利益を増進することができた。

過去3年間の取組の主な評価結果（続）

- 6 我が国との間で航空協定又は社会保障協定が発効した国が増えたことで、各国との人的及び経済的な交流が更に促進されることが期待される。また、日・米宇宙協力に関する枠組協定等の発効により、日米間の宇宙協力の迅速かつ効率的な調整が可能となった。この他、漁業、労働、郵便等の分野でも国際的ルール作りを進めることができた。
- 7 経済紛争処理については、日本にとって重要な当事国案件において、我が国の主要な主張が認められるという望ましい結果を得ることができた。



評価結果を踏まえた次期施策目標

新たな国際ルール作りに積極的に貢献するため、以下を推進する。

- 1 国際法規の形成に際し、我が国の主張を反映させる。国際法に関する知見を外交実務における国際法解釈及び法的な助言のために活用する。
- 2 我が国を取り巻く安全保障環境がより一層厳しさを増している中、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を実現しつつ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保にこれまで以上に積極的に寄与するために、引き続き諸外国や国際機関との間で政治分野及び安全保障分野に関する法的枠組みの整備を推進・強化するとともに、国際社会における「法の支配」を推進する。
- 3 多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携を推進する。また、日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際ルール作りへ参画する。

予算額・執行額等	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施策の予算額・執行額等 (分担金・拠出金除く)	予算の状況	264	244	264	257
	執行額	161	192	232	
同(分担金・拠出金)	予算の状況	3,227	3,413	3,359	3,463
	執行額	3,178	3,413	3,359	

(注) 百万円単位。当初予算、補正予算、繰越し等を含む。

外部有識者の所見（概要）

- 個別分野 1、2、3 について、いずれも評価結果の欄は各取組について「・・・ができた」という表現となっている。目指した目標は達成されたか、それには何が貢献したか、或いは課題はあるかというような意識で取り纏めた方が、「施策改善に役立つ評価」となると思われる。
- 本施策の全般において重要な「法の支配」については、ウクライナにおいてと現状では同程度ではないものの日本に地理的に近い一部地域等においても試練と挑戦に直面し、日本を取り巻く安全保障環境がより一層厳しさを増している中、政治・安全保障に加えて経済・社会といった様々な分野で本施策の関係で具体的な取組と進展が図られた上に、国際司法機関や国際法規の形成及び発展に関する主要な国際機関に対し人材面や財政面等から貢献もなされていることは評価できる。今後も引き続き国際社会における「法の支配」の擁護と推進を確保していくための継続的な取組が期待される。
- 「国際法に関する知識の普及と、国際法に携わる人材育成という目標達成に非常に効果があった」とされているが、具体的にどれくらいの規模の活動が展開されて、どのような成果が上がっているのか評価結果に示されるとわかりやすい。
- 「我が国の外交・安全保障に関する法的枠組みの整備の推進・強化」は近年かなり積極的に進められたように思う。
- 日本の外交・安全保障の法的枠組みの整備は、インド・ドイツとの物品役務相互提供協定（ACSA）、ベトナム・タイ・スウェーデン・アラブ首長国連邦・シンガポールとの防衛装備品・技術移転協定、フィリピン・バングラデシュ・マレーシア・フィジーとの政府安全保障能力強化支援交換公文、オーストラリア・英国・フィリピンとの部隊間協力円滑化協定（RAA）などの重要な法的基盤の構築が進んだことは、高く評価できる。こうした枠組みがインド太平洋地域広域で進展していくことが望ましい。
- 各分野でのルールメイクが進んだことは高く評価される。
- 個別分野 2 の評価結果について、「日本の外交活動の法的基盤を強化することができた」とされているが、今後、その法的基盤の強化がどのような成果をもたらしたかについても、検証していただきたい。
- 「経済紛争処理については、日本にとって重要な当事国案件において、我が国の主要な主張が認められるという望ましい結果を得ることができた。」とあるが、これはWTO紛争解決手続のここのようだが、顕著な成果であるならば、分かりやすく説明した方がよい。

個別分野1：国際法規の形成への寄与と外交実務への活用

中期目標

- 1 国際社会における「法の支配」を推進する。
- 2 国際法に関する研究会等を活用し、学術的知見と実務的観点の双方を踏まえて施策を進める。
- 3 国際法に関する知識を普及するとともに、国際法に携わる人材を育成する。

過去3年度（令和3～5年度）の主な取組

国際法に関連する各種会合への参加を始めとする国際法規形成及び発展に対する我が国の貢献

- 国際司法機関や国際法規の形成及び発展に関する主要な国際機関に対し、人材面や財政面等から貢献した。上川外務大臣による国際司法機関（国際司法裁判所（ICJ）、国際刑事裁判所（ICC）、国際海洋法裁判所（ITLOS））への訪問（令和6年1月）や赤根智子ICC裁判官のICC所長への選出（令和6年3月）、ITLOS裁判官選挙における堀之内秀久氏の当選（令和5年6月）、大陸棚限界委員会（CLCS）委員選挙における山崎俊嗣委員の再選（令和4年6月）、国連国際法委員会（ILC）委員選挙における浅田正彦氏の当選（令和3年11月）が実現した。（外務省ホームページ「[国際法](#)」参照）
- 国際法分野及び国際私法分野における法典化作業及び条約やモデル法の作成作業に貢献した。特に、ILCにおいては、日本の村瀬信也委員（当時）は「大気の大気保護」に関する特別報告者を務め、令和3年にはガイドラインが採択され、新しい法分野における国際法の発展に寄与した。また、気候変動による海面上昇で海岸線が後退した場合も、国連海洋法条約（UNCLOS）に従って設定された既存の基線及び海域の維持は許容されるとの立場を採用することを決定し、各国に対して積極的にアウトリーチすることで、国際社会における同議論をリードした。
- 国家管轄権外区域の海洋生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国連海洋法条約の下での協定（BBNJ協定）の作成に向けた議論に積極的に参加・貢献したことで、同協定の採択（令和5年6月）につながった。

今後の方向性

- 国際法分野及び国際私法分野における各種国際フォーラム（国連総会第6委員会、アジア・アフリカ法律諮問委員会（AALCO）、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）、ハーグ国際私法会議（HCCH）等）において、日本政府としての意見を表明するとともに、ICJ、ICC、ITLOS、常設仲裁裁判所（PCA）、ILC、CLCS及び国際海底機構（ISA）への人的貢献、財政的貢献等を通じて、「法の支配」を一層推進する。
- 今後も海洋法分野に係る国際会議に積極的に参加し、「法の支配」に基づく海洋秩序の維持・発展に更に貢献する。

過去3年度（令和3～5年度）の主な取組（続）

国際法についての知見の蓄積・検討

- 領土や海洋を始めとする様々な重要テーマでの継続的な知見の蓄積
 - 国内外の研究者との間で条約法や外交領事等国際法上の論点に係る研究会等を実施した。
 - 二国間の国際法局長協議や各種招へいプログラムを実施した。
- 学術的知見と実務的観点の双方を踏まえた施策の推進
 - 上記の取組で得られた国際法上の知見も活用し、パレスチナ占領地に関する国際司法裁判所勧告的意見手続における陳述書の提出及び口頭手続での陳述実施（令和5年7月及び令和6年2月）、気候変動による海洋環境への影響に関するITLOS勧告的意見陳述書の提出（令和5年6月）を始めとする政策への反映を実現した。

国際法の普及活動の推進

- 国際法に関する知識の普及及び理解の促進、国際法に携わる人材育成
 - 東京大学を始めとする都内大学における国際法の講義を積極的に引き受け、計112回開催した。
 - 外務省主催、日本弁護士連合会及び国際法学会共催で国際法研修「東京国際法セミナー」を実施し、アジア・アフリカ諸国の行政官の国際法知識の向上及び日本における国際法分野の人材育成を推進した。
 - 国際法模擬裁判「アジア・カップ」や「国際裁判機関等インターンシップ支援事業」を通じ、国際裁判で活躍する人材の育成を推進した。

今後の方向性（続）

- 国際法の諸分野に関する国内外の各種会合への積極的な参加を通じ、外務省員の国際法に関する実務能力の向上に更に貢献する。
- 学術的知見と実務的観点の双方を踏まえた施策を積極的に進める。

- 大学における国際法の講義等を積極的に引き受けるとともに、外務省HPの更新を始め、国際法関連の情報提供を更に充実化させることで、国際法に関する知識を普及する。
- 国際法研修「東京国際法セミナー」、国際法模擬裁判「アジア・カップ」、「国際裁判機関等インターンシップ支援事業」等を引き続き実施するとともに、各取組への参加対象の拡大又は参加者増に向けた改善を加え、国際法人材の育成体制を強化する。

評価結果

- 国際社会における「法の支配」の推進の観点から、主要な国際司法機関や国際機関における議論に積極的に参加するとともに、これらの機関に人材面及び財政面で貢献することができた。
- 国際法の諸分野に関する各種会合や協議への参加、国内外の国際法学者や実務家との連携などを通じて得られた国際法に関する最新の知見を基に、我が国の課題や関心事項について法的観点から検討を行い、我が国の政策に効果的に反映させた。
- 国内外の大学や研究機関等における講演会や意見交換会、日本の法曹関係者との連携、国際裁判機関等インターンシップ支援事業などは、国際法の普及活動及び人材育成を推進する上で非常に効果があった。他方、各取組への参加者の増加に向けた取組や、情報の受け手側への配慮を念頭に、対外発信方法等を改善する必要性が明らかになった。

次回評価時（令和９年度）に向けての中期目標

- 1 国際法の形成及び発展を支える国際機関及び国際的フォーラムを強化する取組を人的及び財政的に支援し、グローバル・サウスも念頭に、引き続き「法の支配」を推進する。
- 2 様々な重要テーマや国際裁判等の手続に関して、国際法学者・専門家等との意見交換を通じて今後とも継続的に知見を蓄積するとともに、学術的知見と実務的観点の双方を踏まえて施策を進める。
- 3 国際法に関する知識を普及するとともに、国内外において国際法に携わる人材を育成する。

個別分野2：政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施

中期目標

- 1 我が国の外交・安全保障に関する法的枠組みの整備を推進・強化する。
- 2 諸外国・国際機関との間での政治分野における諸課題に関する法的枠組みの整備を推進・強化する。

過去3年度（令和3～5年度）の主な取組

我が国の外交・安全保障に関する法的枠組みの整備の推進・強化

- 物品役務相互提供協定（ACSA）：令和3年7月にインドとの間で発効、令和6年1月にドイツとの間で署名した。
- 防衛装備品・技術移転協定：令和3年9月11日にベトナムとの間で、令和4年5月2日にタイとの間で、同年12月19日にはスウェーデンとの間で、令和5年5月25日にアラブ首長国連邦との間で、同年6月3日にはシンガポールとの間で署名（アラブ首長国連邦以外との協定はいずれも署名日と同日に発効。アラブ首長国連邦との協定は令和6年1月9日に発効）。令和5年4月にバングラデシュとの交渉開始を発表。
- 政府安全保障能力強化支援（OSA）に関する交換公文：フィリピン（令和5年11月3日）、バングラデシュ（同年11月15日）、マレーシア（同年12月16日）、フィジー（同年12月18日）との間で締結した。
- 情報保護協定：令和4年4月にニュージーランドとの間で、同年10月にはカナダとの間で、令和6年2月にはウクライナとの間でそれぞれ正式交渉の開始を発表し、締結に向けた交渉を行っている。
- 部隊間協力円滑化協定（RAA）：令和5年8月にオーストラリアとの間で、同年10月に英国との間で発効した。同年11月にフィリピンとの間で交渉開始について一致した。
- 在日米軍駐留経費負担に係る特別協定：令和3年3月に改正議定書が発効し、特別協定の有効期間を令和4年3月末まで1年間延長した上で、令和4年1月には新たな特別協定に署名し、同年4月に発効した。
- グローバル戦闘航空プログラム政府間機関（GIGO）設立条約：令和5年12月14日に英国及びイタリアとの間で署名した。

（参考）外務省ホームページ国会提出条約・法律案 [（詳細）](#)

今後の方向性

- 日本の外交活動の法的基盤を強化するため、安全保障分野における国際約束の締結に積極的に取り組んでいく。

過去3年度（令和3～5年度）の主な取組（続）

諸外国・国際機関との間での政治分野における諸課題に関する法的枠組みの整備の推進・強化

- 原子力協定：令和3年9月に英国との間の協定を改正する議定書が発効した。
- 刑事共助条約：令和4年8月にベトナムとの間で発効し、令和6年1月にブラジルとの間で署名した。令和5年5月にカナダとの間で正式交渉の開始について一致し、締結に向けた交渉を行っている。
- サイバー犯罪に関する条約：令和4年5月にサイバー犯罪に関する条約の第二追加議定書に署名し、令和5年8月に同条約を締結した。
- 特権・免除協定：令和3年8月に日・OECD特権・免除に関する改正交換公文が発効したほか、令和4年8月に2025年日本国際博覧会に関する特権・免除協定が発効した。

今後の方向性（続）

- 日本の外交活動の法的基盤を強化するため、政治分野における国際約束の締結に積極的に取り組んでいく。

評価結果

政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施を通し、日本の外交活動の法的基盤を強化することができた。特に、オーストラリア及び英国との間で、部隊間協力円滑化協定を発効することができた。また、令和5年度に導入されたOSAについて、フィリピン等4か国との間で交換公文を締結し、進展を図ることができた。

次回評価時（令和9年度）に向けての中期目標

諸外国及び国際機関との間で、政治・安全保障分野における国際約束の締結に向けた交渉、円滑な運用等を推進する。

個別分野3：経済・社会分野における国際約束の締結・実施

中期目標

- 1 経済連携協定（EPA）等について、新規案件の検討、並びに既存案件の交渉及び締結の促進を図るとともに、多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進に積極的に関与・貢献する。経済分野の国際約束の下で生ずる紛争の解決について、個別紛争の処理手続に適切に対処するとともに、紛争を未然に予防することにより、国際経済体制の安定性・「法の支配」の向上に貢献していく。
- 2 日本国民及び日系企業の国内外における利益を保護及び促進するとともに、国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的なルール作りへ積極的に参画する。

過去3年度（令和3～5年度）の主な取組

多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進（注）国際法局の所掌に係るもの

- 世界貿易機関（WTO）につき、漁業補助金協定、投資円滑化協定、電子商取引に関する協定、サービス国内規制等の交渉において法的助言を行うとともに（[詳細](#)）、漁業補助金協定の締結を行った。これらの取組を通じて、自由貿易・経済連携の維持・強化に積極的に貢献した。
- 地域的な包括的経済連携協定（RCEP協定）につき、令和3年4月に国内手続を完了し、令和4年1月に発効した。また、インド太平洋経済枠組み（IPEF）の交渉を進展させ、サプライチェーン協定の署名・発効に至ったほか、クリーン経済協定及び公正な経済協定の実質妥結に至った（[詳細](#)）。さらに、日米貿易協定改正議定書については、令和4年6月に署名し、令和5年1月に発効した（[詳細](#)）。発効済みの経済連携協定等についても、その実施及び運用に際して、法的助言を行った（[詳細](#)）。これらの取組を通じて、自由貿易・経済連携の維持・強化に積極的に貢献した。
- 令和5年4月及び6月、日本がWTO紛争解決手続に申し立てていた当事国案件2件（[詳細](#)）について、日本の主要な主張を認める紛争解決小委員会（パネル：第1審に相当）の報告書が公表された（前者については相手国が機能停止している上級委員会（第2審に相当）に上訴したため審理停止中、後者については上訴されなかったため事案が終了）。
- 関係省庁や地方自治体を対象とした潜在的紛争案件に関する啓発セミナーを、令和3年度は3回、令和4年度は2回、令和5年度は3回実施した。

今後の方向性

- 国際法分野及び国際私法分野における各種国際フォーラム（国連総会第6委員会、アジア・アフリカ法律諮問委員会（AALCO）、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）、ハーグ国際私法会議（HCCH）等）において、日本政府としての意見を表明するとともに、ICJ、ICC、ITLOS、常設仲裁裁判所（PCA）、ILC、CLCS及び国際海底機構（ISA）への人的貢献、財政的貢献等を通じて、「法の支配」を一層推進する。
- 今後も海洋法分野に係る国際会議に積極的に参加し、「法の支配」に基づく海洋秩序の維持・発展に更に貢献する。

過去3年度（令和3～5年度）の主な取組（続）

日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的ルール作りへの参画

- 投資関連協定：3年間において、ジョージア、モロッコ及びバーレーンそれぞれとの間で投資協定が発効したほか、アンゴラとの投資協定に署名したことにより、相手国における日系企業の投資活動の法的基盤を整備した（[詳細](#)）。また、調停に関するシンガポール条約の締結を行った。
- 租税関連条約：3年間において、スペイン、ウルグアイ、ジョージア、セルビア、モロッコ、コロンビア、アゼルバイジャン及びアルジェリアとの租税条約並びに日・スイス租税条約改定議定書が発効したほか、複数国との間で署名や実質合意に至った（[詳細](#)）。
- 社会保障協定：令和3年度にはフィンランドとの協定が発効したほか、令和4年度にはスウェーデンとの協定が発効し、トルコとの交渉を継続した。令和5年度にはオーストリアとの協定に署名した。
- 航空協定：令和3年度には、民間航空の安全に関する日本国とEUとの間の協定が発効した。令和4年度には、二国間航空協定に関する日・EU協定に署名し、令和5年度には、クロアチアとチェコとの協定に署名した。
- 宇宙分野：令和5年度には、日・米宇宙協力に関する枠組協定が発効した。

今後の方向性（続）

- 投資関連協定：現在交渉中の投資関連協定の交渉を進展させ、署名済み・未発効となっている投資関連協定の締結手を促進することで、海外における日系企業の投資活動の法的基盤を整備していく。
- 租税関連条約：日・ウクライナ租税条約等、署名済み・未発効の条約や交渉中の案件を進展させ、租税条約ネットワークの質的・量的な拡充に努める。
- 社会保障協定、航空協定、宇宙分野：引き続き社会分野での国際的なルール作りへ積極的に参画する等の目標を維持し、その達成に向け各種交渉・調整等を推進する。

評価結果

- 多角的貿易体制の強化、経済連携等の推進、投資関連協定及び租税関連条約等の締結といった3年間の取組により、国際経済秩序を維持・強化し、日本国民及び日系企業の海外における経済活動の法的基盤を整備したことによって、国民の利益を増進することができた。
- 我が国との間で航空協定又は社会保障協定が発効した国が増えたことで、各国との人的及び経済的な交流が更に促進されることが期待される。また、日・米宇宙協力に関する枠組協定等の発効により、日米間の宇宙協力の迅速かつ効率的な調整が可能となった。この他、漁業、労働、郵便等の分野でも国際的ルール作りを進めることができた。
- 経済紛争処理については、日本にとって重要な当事国案件において、我が国の主要な主張が認められるという望ましい結果を得ることができた。

次回評価時（令和9年度）に向けての中期目標

- 1 多角的貿易体制の維持・強化及び経済連携等の推進により国際経済秩序の維持に貢献するとともに、各種協定の締結により、日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進し、国民生活に影響を与える経済及び社会分野での国際的ルール作りへ参画していく。
- 2 進行中の紛争や潜在的紛争案件等について、問題の適切な解決及び紛争の予防を目指し、万全を期して取り組む。

（注）評価書を作成するに当たっては、外交青書、外務省ホームページ、[財務省ホームページ](#)等を使用した。